

KPMG Insight

KPMG Newsletter

March 2015

中東欧主要国の投資環境 第4回 トルコ



Volume 11

中東欧主要国の投資環境 第4回

トルコ

KPMG トルコ イスタンブール事務所

マネジャー 吉原 和行

欧州とアジアのビジネス交流における結節点として注目されるトルコは、人口約7500万人のうち約半数が29歳以下と、若年層を中心とした豊富な労働人口、購買力を有しており、今後のさらなる経済成長が期待されています。背景には、EUに準拠した法整備、関税優位性の構築、周辺諸国（中東、アフリカ、アジア市場など）との貿易拡大、ハブ拠点化を進めるなどエルドアン首相の強いリーダーシップのもと改革が進められてきたことなどがあります。

そうした成長国トルコと日本政府、日本企業の関係は、安倍総理大臣の2度にわたるトルコ訪問、建設、インフラ、製造、金融、医療といった多岐にわたる経済交流、投資優遇策により一層強化されており、今後もより戦略的な友好関係が築かれるものと期待されています。

本稿では、周辺地域が不安定な状況の中、継続的な成長を続けており、日系企業の進出も続いているトルコ共和国について、既に現地に進出されている企業および新たに進出を検討している企業の皆様に有用な情報を提供することを目的として、トルコ共和国の投資動向、投資インセンティブ、会計および税制の特徴について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りします。



よしはら かずゆき
吉原 和行
KPMG トルコ
イスタンブール事務所
マネジャー

【ポイント】

- トルコは周辺地域の不安定な状況にもかかわらず、継続的な成長を続けている。
- 地政学的な優位性から、周辺国への展開を見込んだ投資が増加している。
- 投資を呼び込むための、インセンティブ制度を有している。
- トルコ独自の会計制度、税制に留意が必要である。



I トルコ共和国の投資環境

トルコ共和国はヨーロッパ・中東・北アフリカ・中央アジアに囲まれています。また、人口は2013年末で7,667万人を有し、平均年齢は約30歳と非常に若年層が多い国です。

経済的には、近年継続的な成長を続けており、建国100周年にあたる2023年までに世界経済のトップ10に入ることを目標としています。2013年の名目GDPは8,221億ドルであり、世界18位の規模となっています。2014年度のGDP成長率は3%前後が見込まれ、不安定な周辺地域の影響がありながらも、底堅い成長を続けています（図表1参照）。

図表1 トルコの基本情報

国名	トルコ共和国
首都	アンカラ
国土面積	774,815km ² (日本の約2倍)
人口(2013年)	7,667万人
名目GDP(2013年)	8,221億ドル
名目1人当たりGDP(2013年)	10,800ドル
実質GDP成長率(2013年)	4.0%
消費者物価上昇率(2013年)	7.5%
失業率(2013年度)	9.1%
通貨	トルコリラ(TL)
対ユーロ為替相場(2015年1月末)	1EUR=2.76TL
対円為替相場(2015年1月末)	47.9

出典：トルコ統計庁、トルコ中央銀行

II 投資動向

トルコ投資の魅力としては、消費性向の高い国内マーケット、地政学的な優位性、EUとの関税同盟があります。また、2023年の建国100周年を控え、イスタンブールの第3空港、ボスポラス海峡の第3大橋、高速道路、高速鉄道の整備が計画されています。個別企業の投資動向としては以下の特徴があります。

1. 外資企業の投資動向

トルコとEUとの間では関税同盟があり、農産物の一部を除いて関税がかからないため、従来から製造拠点として発展してきました。最近は投資インセンティブの導入もあり、研究開発機能を有する企業が増加しています。また、近隣諸国の中

では相対的に政治が安定しており、その地政学的な優位性から、中東、北アフリカ、CIS等の地域統括拠点を設置する企業も多くなっています。

2. 日本企業の投資動向

当初は自動車、自動車部品関連が進出の中心でしたが、機械、電機関連に加え、食品関連等幅広い業種の進出が増えています。進出形態としては、現地企業の買収や合弁会社の設立が増加しています。最近の進出企業の進出目的は、トルコの国内マーケットのみならず、将来の周辺国への展開を見込んでいるものが増えています。

III 投資優遇制度

1. 新インセンティブ制度

高付加価値な輸出産業の育成、技術水準の向上、国土の均衡発展等を目的として2012年4月に新インセンティブ制度が導入されました。最近はより大きな優遇措置を受けることができるトルコ東部への日本企業による投資も増加しています（図表2参照）。

図表2 インセンティブの種類

種類	優遇措置
一般投資インセンティブ	一定の投資規模を超過するものについては、機械設備等について関税およびVATの免除
地域別投資インセンティブ	投資地域により、機械設備等について関税およびVATの免除、軽減法人税率の適用、個人所得税および社会保険料の減免、土地および支払利息に対するサポート等
大規模投資インセンティブ	地域別投資インセンティブと同様（支払利息に対するサポートを除く）
戦略的投資インセンティブ	地域別投資インセンティブに加え、VAT還付に対するサポート（5億トルコリラ超の投資が対象）

2. 自由貿易区域（フリートレードゾーン）

自由貿易区域における外国資本および技術の導入を図るとともに、輸出活動の促進を目的としており、以下のような優遇措置を受けることが可能です。

- 関税、VAT、特別消費税の免除
- 製造業における法人税の免除
- 従業員の個人所得税の免除（自由貿易区域での生産高の85%以上を輸出した場合）

N 会計・税制上の主な特徴

1. 会計・監査制度

トルコでは、一定の要件を満たす場合に法定監査が要求されます。図表3の3要件のうち2要件を2期連続で満たす会社が法定監査の対象となります。2014年度から要件が変わり、法定監査の対象となる会社は増加しています。

法定監査の対象となる会社は、基本的にはトルコ会計基準 (TAS) およびトルコ財務報告基準 (TFRS) に基づき決算を行います。TASおよびTFRSはそれぞれIASおよびIFRSと同等のものです。

法定監査の対象とならない会社は、税務基準によって決算を行っています。トルコの税務基準は、減価償却費の計算方法、引当金の計上等に特徴があるため、留意が必要です。

2. 税務

法人税の税率は20%、付加価値税の標準税率は18%となっています。

トルコの特徴的な課税制度としては、財源使用税 (RUSF) と印紙税があります。

(1) 財源使用税 (RUSF)

財源使用税は海外からの借入や、物品の輸入取引に関して課税が行われるものです。

借入については、外貨建借入については元本に対して課さ

図表3 法定監査の要件

要件	2013年度	2014年度
総資産	150万 TL	75万 TL
売上高	200万 TL	150万 TL
従業員数	500名	250名

れ、税率は借入期間に応じ0～3%が適用されます。TL建て借入については、利息に対して借入期間にかかわらず3%が課せられます。

また、代金を前払いしていない物品の輸入については、6%のRUSFが課税されます。輸入のための通関登録の前に対価の支払が完了していることが、課税対象とならないための要件であることに留意が必要です。

(2) 印紙税

トルコでは様々な文書に対して、印紙税が課されます。印紙税の基本税率は0.948%ですが、対象書類の記載額に対して課税され、発行部数が複数である場合はそのすべてが課税

対象となります。印紙税の最高額は、2014年度で1,545千TLであり、株式譲渡契約などでは多額になるため、留意が必要です。

V おわりに

トルコと日本は歴史的にも長い友好関係があり、最近では両国首脳の緊密な関係も構築されています。日本企業の進出も続いている、2013年度には過去最高の投資額を記録しています。周辺国の状況は不安定ですが、トルコの体制は安定し、地政学的な優位性もさらに強くなっています。今後も継続的な成長が期待されます。

【バックナンバー】

中東欧主要国の投資環境

第1回「ハンガリー」

(KPMG Insight Vol.8/Sep 2014)

第2回「ポーランド」

(KPMG Insight Vol.9/Nov 2014)

第3回「チェコ共和国」

(KPMG Insight Vol.10/Jan 2015)

トルコ投資ガイド2014年（日本語版）のご案内

トルコへの進出を検討されている、あるいは事業展開している企業の皆様に、現地での事業活動に役立つと思われる投資、税法、労務等について情報提供しています。ご入用の場合は、あづさ監査法人 GJP (03-3266-7543) または、CountryDesk@jp.kpmg.comまでご連絡ください。

<http://www.kpmg.or.jp/knowledge/investment-guide/investment-in-turkey.pdf>

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG トルコ

イスタンブール事務所

マネジャー 吉原 和行

TEL: +90-216-681-90-00 (代表番号)

kazuyuki.yoshihara@jp.kpmg.com

中東欧デスク

有限責任 あづさ監査法人

パートナー 小宮 祐二

TEL: 03-3266-7543 (代表番号)

Yoji.komiya@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 高嶋 豊

TEL: 03-3548-5805 (代表番号)

yutaka.takashima@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 西垣内 琢也

TEL: 06-7731-1000 (代表番号)

takuya.nishigakiuchi@jp.kpmg.com

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.